

## 令和3年度第4回土地利用景観調整審査会 会議録

1 開催年月日 令和3年8月12日(木) 午後 2時 開会  
午後 3時10分 閉会

2 出席委員 宇野 健一  
桑田 仁  
田中 友章  
谷垣 岳人  
野澤 康  
三輪 律江  
欠席委員 加藤 幸枝  
(五十音順、敬称略)

3 傍聴者 なし

### 4 議事日程

- (1) 日程第1  
令和3年度 第5号議案  
府中市景観計画の変更
- (2) 日程第2  
その他

### 5 議事

【事務局】 それでは、定刻でございますので、ただ今から「令和3年度第4回府中市土地利用景観調整審査会」を開会していただきたいと存じます。

本会議も、引き続き新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンラインでの開催とさせていただきます。

開会に先立ちまして、都市整備部次長の高橋からごあいさつ申し上げます。

【事務局】 委員の皆さま、こんにちは。

【各委員】 こんにちは。

【事務局】 本日もお忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日の議題といたしましては、新規案件が 1 件で、府中市景観計画の変更についてご審議いただくものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

【事務局】 それでは、会長、よろしくお願いいいたします。

【委員】 はい。皆さん、こんにちは。

【各委員】 こんにちは。

【委員】 先週もやりましたけれども、本日もどうぞよろしくお願いいいたします。

【各委員】 お願いいいたします。

【委員】 では、これから、「令和 3 年度第 4 回府中市土地利用景観調整審査会」を開会いたします。

最初に、本日の出席状況でございますが、今のところ、2 名、まだお見えになっておりませんが、欠席の連絡はなかったわけですね。

【事務局】 はい、全員出席の予定です。

【委員】 じゃあ、遅れていらっしゃるのかなと思いますが、今のところ、1、2、3、4、5 名。7 名中 5 名出席しておりますので、御二人、欠席としても成立はしております。

【委員】 では、本日、傍聴者の有無について、事務局からご報告をお願いいたします。

【事務局】 本日は傍聴者はございません。おりません。

以上です。

【委員】 ありがとうございます。

(1) 日程第 1

【委員】 日程第 1、令和 3 年度第 5 号議案、「府中市景観計画の変更」について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 はい、会長。

【委員】 はい、事務局。

【事務局】 それでは、日程第 1、令和 3 年度第 5 号議案「府中市景観計画の変更」につきまして、ご説明いたします。

まず、府中市景観計画の改定、変更にあたってのこれまでの経緯および今後のスケジュールをご説明いたします。

本市における良好な景観の形成に関する計画である府中市景観計画の変更にあたり、今年 4 月には府中市景観計画変更の骨子

について本審査会に報告をさせていただいております。

また、素案の作成に当たり、7月1日から15日まで庁内の全課を対象とした意見照会を行い、頂いた意見を反映させたものが本日の資料でございます。

景観計画の変更時期でございますが、令和4年4月をめどに進めてまいります。なお、本審査会での意見を踏まえ、今後はオープンハウスを開催し、市民の皆さまの意見を伺うとともに、改めて本審査会や都市計画審議会においてご意見を頂いたものを取りまとめ、変更案を作成していきたいと考えております。

続きまして、資料に基づき、ご説明をさせていただきます。

それでは、こちら、資料1について説明をいたします。

資料1については、4月の本審査会において骨子をお示しした際に頂いた意見に対する市の対応や見解について示した表になります。

1つ目の意見として、基本指針3施策7において、「府中市固有の緑」だと、固有種限定の話になるのではとの意見がございましたので、表現を「在来の緑」と変更いたしました。

2つ目として、崖線の緑について、広域的な水の管理をどう考えていくかが課題であり、また民地の緑もサポートできるとよいとの意見がございましたので、民地の緑に関しては施策20で支援を検討すること、崖線などの緑や湧き水については、施策3で透水性舗装や雨水浸透施設の設置に取り組むよう明記しました。

3つ目として、契約の形態の多角化についても景観計画で想定しておく必要があるのではとの意見がありましたが、今後の課題としてはあるものの、本変更時点において明記が難しいことから、公共の開発事業について事前に協議ができるよう周知を図ってまいります。

4つ目として、施策5において、浅間山からの富士山の眺望確保のための規制はしっかりと議論したほうがよいとの意見がありましたが、本変更では指針を定め協議を行う上で配慮を求めていくところにとどめております。

5つ目として、景観協定の維持管理の支援などの整備に当たり、クラウドファンディングなどの連携も検討したほうがよいとの意見がありましたが、施策26において、それらの可能性を検討するよう文言を追加しております。

6つ目として、第4章の1で、届け出制度による景観形成とあり

ますが、事前協議についても盛り込んだほうがよいのではとの意見がありましたので、第4章1の標題を「届出・事前協議制度による景観形成」と変更いたしました。

7つ目として、基本指針9の基本施策20の住宅地の緑について、皆で維持管理していくという趣旨が分かるよう「活用」という言葉を加えたらどうかとの意見がありましたので、「保全・活用」と表現を変更しました。

それでは続きまして、資料2「景観計画（素案）」について説明をいたします。

3ページになります。

こちらについては計画の目的と位置付けになります。本変更で新たに追加した箇所としましては(3)です。(3)の2)、計画の期間を令和4年度から令和24年度までの20年間といたしました。

続きまして、5ページから23ページの第2章「これまでの取組と課題」につきましても、「1自然と景観」、「2歴史と景観」、「3都市構造と景観」、「4市民生活と景観」、「5協働による景観」として、分析・整理をしております。また、これまであった「生活空間と景観」を、「協働による景観」とし、市民の意識向上や、市民・事業者・市の協働による景観形成に重点を置くよう再構成いたしました。

次は、24ページですが、第3章「景観形成の目標と施策」になります。

こちらでは、第2章での課題と現行計画の評価を踏まえ、大きく構成を変更し、景観形成の目標を5つ掲げました。5つの目標は、「府中らしい自然や緑のある景観形成」、「歴史や文化の奥行きを感じさせる景観形成」、「魅力ある都市機能が融合する調和のとれた景観形成」、「居心地が良く、住みたい、住み続けたい景観形成」、「市民・事業者と行政の協働で進める景観形成」といたしました。

続きまして、25ページになります。

こちらは、5つの目標に連なる基本方針12項目、基本施策30項目になっており、4月の本審査会でお示しした景観計画変更の骨子を記載したものになります。

続きまして、26ページをお願いします。

こちらは基本方針1)「多摩川の雄大な自然や眺望を生かした景観形成」になります。

施策 1 においては、多摩川と親しみ、触れ合える環境をつくるとし、沿川自治体間の連携により、生態系や水辺の景観を保全し、多摩川の治水対策や市民が身近に水と触れ合える河川敷活用を図ります。

施策の 2 では、多摩川の雄大な自然の眺望を保全することとし、沿川市街地の景観形成を誘導し、多摩川の雄大な自然の眺望を確保していきます。

29 ページをお願いします。

こちらは基本方針 2)「崖線や浅間山等の自然や緑を生かした景観形成」になります。

施策 3 では、崖線の緑や湧き水を保全・活用することとし、府中崖線および国分寺崖線の樹林は、他自治体や市民・事業者の協力を得て、適切な維持管理に取り組みます。

2 点目として、府中崖線周辺の湧き水を保全するため、透水性舗装等による道路整備や宅地への雨水浸透施設の設置にも取り組みます。

3 点目として、土砂災害特別警戒区域内の斜面地周辺等の緑地の保全を図ります。

32 ページをお願いします。

4 点目として、崖線の周辺区域においては宅地の緑化を促進し、崖線の植生に配慮した自生種による緑化に努めます。

5 点目として、崖線の連続した緑の眺望景観を確保するため、緑地の整備や周辺の景観に調和した建築物や工作物を誘導します。

34 ページをお願いします。

施策 4 では、浅間山の自然環境や緑の眺望を保全することとし、東京都や市民活動団体との協働による活動を進めるとともに、自然環境学習の場として活用できるようにさまざまな取り組みを検討します。

また、浅間山周辺地域においては、浅間山周辺地区まちづくり誘導計画に基づき、緑地の整備や周辺の景観に調和した建築物等を誘導します。

35 ページをお願いします。

施策 5 では、浅間山からの富士山の眺望を保全することとし、「関東の富士見百景」に選ばれている浅間山からの富士山の眺望を守るため、高さの誘導を行う適用区域を設定し、調整を図ります。

37 ページをお願いします。

こちらは、基本方針 3)「農地や用水、在来の緑を生かした農ある景観形成」になります。

施策 6 では、農地や用水を保全・活用することとし、府中市農業振興計画に基づきながら、農業の担い手の育成・確保、農業経営環境の向上および都市近郊の強みを生かした農業振興に取り組みます。

用水路は、地域住民等の協力による維持管理、生態系の保全や水辺の景観に配慮し、通年通水等に取り組みます。

また、農地などが残る地区において、田園住居地域の指定等による都市農地の保全や営農環境を損ねないような建物等の配置や形態意匠への誘導など、農業が営まれている景観の保全・活用に取り組みます。

38 ページをお願いします。

施策 7 では、在来の緑を保全・育成することとし、地域住民に親しまれてきた大木や生き物に重要な樹林地等を適正に管理・保全していけるよう支援に取り組みます。

2 点目として、生き物の生息空間である樹林や水辺などを保全します。生育空間が公園や農地などである場合は、生き物の生息が可能な環境の保全に努め、さまざまな制度の活用を検討します。

3 点目として、民間の樹林・樹木、公園や公共施設、寺社地の緑を緑道等をつなぐことで生き物の生息空間のネットワーク化を図ります。

40 ページをお願いします。

こちらは、基本方針 4)「大國魂神社・けやき並木を生かした中心市街地の景観形成」になります。

施策 8 では、府中を代表する景観としてけやき並木を保全・活用することとし、けやき並木は、「国指定天然記念物馬場大門のケヤキ並木保護管理計画」に基づき、育生環境を改善、保護し、更新も視野に入れた取り組みを進めます。

他には、けやきの根を踏圧から守り、枝先の空間を確保するための方策として、沿道建築物の壁面後退の誘導、根張空間を確保するための地中空間の改善策を検討します。また、自動車の通行などに伴う育生環境の悪化を避けるため、関係機関と連携し、モール化を見据えます。

42 ページをお願いします。

施策 9 では、大國魂神社や、けやき並木と調和する中心市街地

の景観をつくることとし、大國魂神社・けやき並木と府中駅とを中心とした周辺施設と一体となった景観について、公開空地の確保や緑化の促進等を適切に誘導します。

43 ページをお願いします。

2 点目として、市民活動団体等のけやき並木の清掃活動などを促進するとともに、美しく風格のある景観にふさわしい屋外広告物や色彩等の誘導に取り組みます。

3 点目としては、けやき並木沿道は地域住民や沿道の民間事業者と連携して、歩行者中心の魅力ある通りを形成し、くらやみ祭等の祭礼やイベント利用も想定した居心地がよく歩きたくなる空間づくりを進めます。

他に、夜間の照明の在り方や輝度の高い大型ビジョン、デジタルサイネージの設置等の在り方について検討します。

44 ページをお願いします。

施策 10 では、国史跡武蔵国府跡や宿場町の面影を残す歴史的資源を保全・活用することとし、府中駅・府中本町駅周辺に集積する歴史的資源を可能な限り保全し、景観資源としてネットワーク形成に努め、地域観光と連携し、歩きたくなる景観を形成します。

2 点目として、建物の高層化が進むけやき並木や旧甲州街道沿道において、歴史的なたたずまいと高度な土地利用が両立するよう、専門家への相談や助言等により旧街道にふさわしい景観の在り方を検討します。

3 点目として、府中本町駅前のにぎわいと魅力ある空間の両立を目指して、国史跡武蔵国府跡の保存・活用を図ります。

45 ページをお願いします。

こちらは、基本方針 5)「歴史や文化を生かした個性ある景観形成」になります。

施策 11 では、地域の歴史や文化を保全・活用することとし、地域の景観を特徴付ける景観資源を保全し、活用することで、市民の景観資源への理解と認知を広め、次世代に継承します。

2 点目として、各地域の祭りなどの風景を保全・継承していくため、地域の歴史や文化の学習活動、保全活動など市民の主体的な活動を促進します。

3 点目として、史跡や寺社等の歴史的建造物等の景観資源が地域で引き立つよう、周辺の建築物や屋外広告物の配置や色彩・形態、緑化等に配慮します。

49 ページをお願いします。

施策 12 では、地域の資源を生かした身近な景観を育成することとし、景観賞など、市民が愛着を持つ固有の景観資源を発掘し、地域住民への周知や地域住民が主体となった保全・活用への取り組みを促進します。

また、屋敷林や土蔵造りの家屋等、旧街道へ面影を残す歴史のたぐいまいを保全・活用します。

50 ページをお願いします。

こちらは、基本方針 6)「交流とにぎわいのある駅周辺の景観形成」になります。

施策 13 では、生活拠点としてにぎわいのある駅周辺をつくることとし、駅を中心とした商業機能の集積を生かして、市民の生活拠点となるにぎわいと活力のある景観を形成します。

2 点目として、分倍河原駅周辺や多磨駅周辺等では、駅舎の改良や駅周辺の都市基盤整備を契機として、商業施設の集積を誘導し、魅力的な生活拠点の景観形成を促進します。

3 点目として、駅舎や駅周辺の商業施設、道路については、ユニバーサルデザインを推進します。

施策 14 では、魅力ある商店街をつくることとし、商店街の建築物の低層部には商業施設を誘導し、建築物等の色彩や形態、屋外広告物、道路の舗装等の誘導、無電柱化等により、街並みの統一感や連続性が感じられる、通りの趣ある景観を形成します。

また、にぎわいが連続するよう、建築物の低層部の壁面後退によるオープンスペースを確保し、歩行者に配慮したしつらえを誘導します。

2 点目として、イベントや人々の交流の空間として、駅前広場などの公共空間やオープンスペースを有効に活用します。

3 点目として、周辺の住宅地との調和を図りつつ、夜間における商店街のにぎわいや楽しさを創出する景観の形成を図ります。

51 ページをお願いします。

こちらは、基本方針 7)「快適で歩きたくなる通りの景観形成」になります。

施策 15 では、安全で快適な道路空間を確保することとし、車いすや歩行者空間の確保等、誰もが安全で快適に外出できる道路空間を確保します。

2 点目として、自転車と歩行者の通行の分離を進め、自転車走行

空間の確保を図ります。

3点目として、置き看板や標識など歩行を妨害するものを整理して、取り除いていきます。

4点目として、街路樹等の維持管理について沿道住民等の協力を得ながら市民協働による取り組みを進めます。

施策16では、歩きたくなる魅力的な通りを育むこととし、けやき並木通りや大國魂神社周辺の道路は、歴史的な景観と一体となった回遊性を創出する道路として、自然の色彩を基調とした風格のある舗装とバリアフリー化された誰もが歩きやすい道路として維持します。

2点目として、地域の景観資源を巡れるネットワークやサインを整備し、歩いて楽しい景観を形成します。

3点目として、都市計画道路の整備に合わせて、沿道建築物等の高さや色彩等により、通りの趣ある景観を形成します。

4点目として、地域特性や道路の状況に応じた無電柱化や電柱の共同利用・移設を推進します。

5点目として、道路沿いの敷地の緑化、生け垣化など道に向けた表情を大切に住宅、建物づくりを進めます。

52ページをご覧ください。

施策17では、統一感のある分かりやすい公共サインを整備することとし、街路灯やベンチなど路上設置物のデザインや設置場所を含め、統一感のある道路景観をつくります。

53ページをご覧ください。

こちらは、基本方針8)「地域と調和した大規模施設の景観形成」になります。

施策18では、大規模施設と周辺地域との調和に配慮することとし、大規模施設の塀や柵をセットバックし緑化することで、緩衝空間を創出します。さらに、交差点部分における大規模な開発においては、交差点に面したオープンスペースの確保を図ります。

2点目として、大規模施設の壁面は、道路からの後退距離を十分に確保し、周辺に圧迫感を与えないよう色彩や形態の調和に配慮したものとします。また、塀や柵は、透過性を有するものに誘導します。

3点目として、大規模な土地利用転換に当たっては、地域の文化や歴史を新たな施設づくりの中に取り入れていきます。

施策19では、基地跡地等の土地利用転換に当たって、調和と魅

力ある景観をつくることとし、調布基地跡地については、大規模な公共施設や公園等を中心とした緑豊かな質の高い都市空間を維持し、建築物の形態や意匠、色彩等が調和した景観を守り、育てます。

府中基地跡地留保地では、多様な地域資源を生かしつつ、新たな土地利用に当たって、魅力と調和ある景観形成を図ります。

54 ページをご覧ください。

こちらは基本方針 9)「住み心地の良い住宅地の景観形成になります。

施策 20 では、住宅地の緑を保全・活用することとし、既存樹木保全やブロック塀等の生け垣への変更等を進め、緑を多く感じられる住宅地の景観づくりを進めます。

2 点目として、住宅団地の建替えなどでは、樹木の保全に努め、接道部分にオープンスペースを確保し、緑地や地域との触れ合いの空間として整備します。

3 点目として、駅周辺等ではヒートアイランド現象の緩和や地球温暖化の抑制に向けた取り組みとして、壁面緑化や屋上緑化を誘導します。

4 点目として、景観協定等の市民や事業者が主体となった緑の維持管理を促進するとともに、都市緑地法による緑の維持管理の支援についても検討します。

5 点目として、公園や街路樹などの公共の緑についても、地域住民との協働による維持管理を促進し、住民のまちへの愛着を育む緑化を進めます。

施策 21 では、美しく住み心地の良い住宅地を保全・創出することとし、景観協定等を積極的に活用し、住民が主体的に美しく良好な住宅地景観を維持・保全する取り組みを促進します。

2 点目として、住宅地開発に際しては、ゆとりのある宅地形成や緑化、無電柱化等により、美しく住み心地の良い住宅地の保全・創出を誘導します。

3 点目として、住宅地の照明や街灯は、光害を引き起こす過剰な明かりを避け、環境に十分配慮した照明計画を誘導します。

55 ページをご覧ください。

4 点目として、集合住宅の建設に当たっては、敷地内の緑化やオープンスペースの確保、建築物等の色彩や形態の誘導などにより、住み心地の良い景観を形成します。

5 点目として、市民や事業者が主体となった個性豊かな緑化や景

観形成への取り組みを促進するための意識啓発や支援策を検討します。

施策 22 では、新たな広告形態や照明についての検討を行うこととし、過度に明るく照らすことを控え、夜間のにぎわい、空間演出に貢献するよう、周辺環境、街並みと調和した表現とします。

2 点目として、大型ビジョン等に映像を表示するデジタルサイネージを設置する場合には、街並みと調和したものに誘導します。

3 点目として、建物の壁面等を利用したプロジェクションマッピングや空中に立体的な映像を表示する空中投影等が広告としても活用されるようになっておりますが、歩行者の安全性等周辺環境に十分配慮されたものとなるよう誘導します。

56 ページをご覧ください。

こちらは基本方針 10)「地域の公共施設を核とした親しみのある景観形成」になります。

施策 23 では、地域になじみ、地域のシンボルとなる魅力的な景観をつくることとし、公共施設の整備に当たり、景観形成の指針となる「景観ガイドライン（公共施設編）」を策定します。

2 点目として、公共施設の更新の際には、これまで地域で形成されてきた景観になじませていくことを基本として、民間施設を先導する景観形成を図ります。

3 点目として、市のシンボルとなる主要な公共施設は、地域の新しい景観を創出するような魅力的な景観形成を図ります。

57 ページをご覧ください。

施策 24 では、地域住民が愛着を持つ、親しみのある景観がつけられることとし、市民から愛される公共施設を整備し、後世に引き継がれ、市の景観資源となるよう努めます。

2 点目として、地域になじむ普遍的で洗練されたデザイン等を用いることで、市民が利用しやすく、将来にわたって維持・管理のしやすいものとなるよう努めます。

3 点目として、公共建築物、公共施設の計画や事業の際には、関係する地区住民をはじめとする市民の意見を反映し、地域にふさわしい景観づくりを目指します。

58 ページをご覧ください。

こちらは基本方針 11)「市民・事業者・行政の協働で進める景観形成」になります。

施策 25 では、市民が地域の良さを知り、景観を育む機会をつく

ることとし、市民一人一人が景観を大切に育んでいく大切さを知り、認識を高めていきます。

また、景観賞など、市民が景観に目を向けるきっかけとなる取り組みを実施してきており、今後も普及啓発を進めるとともに、地域における景観資源の発見や資源を保全・活用した景観形成活動を促進します。

施策 26 では、景観に関する市民の意識向上や学習活動を促進することとし、市民・事業者と行政の協働による景観形成の推進に向け、さまざまな機会を捉えて、市が積極的に意識啓発を行っていきます。

2 点目として、市が景観に関する取り組みなどを PR するなど、気軽に景観学習が行える機会や仕組みを充実していきます。また、市民が身の回りのちょっとした緑化・修景やまちの美化活動等に、主体的に取り組む機会や場づくりを進めます。

3 点目として、学校教育や生涯学習の場において、府中固有の自然や歴史・文化などを学ぶ機会や景観まちづくりの担い手となって地域活動に取り組むきっかけつくる等、生涯を通じて景観について学び、知識を高める場や機会を設けます。

59 ページをご覧ください。

施策 27 では、届け出・事前協議制度により実効性の高い景観誘導を進めることとし、景観法に基づく届け出制度を活用し、良好な街並み形成を誘導します。

また、景観法に基づく行為の届け出に当たっての事前協議や協議結果の反映状況の確認・検証の仕組みを強化します。

施策 28 では、専門家の助言を効果的に活用することとし、府中市土地利用景観調整審査会や市内の調整協議体制等を活用するとともに、専門家の助言を機動的、効果的に活用する仕組みを充実します。

61 ページをご覧ください。

施策 29 では、市民・事業者・市の協働による維持管理を進めることとし、景観協定制度等を活用した景観形成のルール作りを進め、継続的なルールの運営管理を支援します。

2 点目として、地区計画制度や各条例の仕組みを活用し、建築物等の形態意匠の制限等の景観形成のルール作りを進めます。

3 点目として、公共施設の良好な景観の維持管理を計画的に推進するため、検討協議の経過や専門家の意見等の技術、ノウハウ等を

蓄積し、継承していく仕組みづくりに努めます。

施策 30 では、行政区域を越えた広域的な景観形成に取り組むこととし、国分寺崖線や府中崖線等の緑を保全する広域的な連携、多摩川での「多摩川流域リバーミュージアム」や多摩川週間等の取り組みを通じた文化的価値を見出す市民啓発活動の促進等の取り組みが行われています。

また、多摩川や府中崖線、国分寺崖線といった広域的な景観資源を保全・活用した取り組みを広域的な自治体の連携により推進していきます。

62 ページをご覧ください。

こちら、62 ページから 127 ページにかけては、第 4 章「景観法を活用した取組」では、景観法に定める手続き等を記載しております。こちらについては、変更した点について説明いたします。

69 ページをご覧ください。

こちらは、大國魂神社・けやき並木周辺景観形成推進地区になります。範囲について、現計画から変更し、国史跡武蔵国府跡（国司館地区）も含めた府中街道までに範囲を広げております。

72 ページをご覧ください。

こちらは、同推進地区の景観形成基準であり、けやき並木における良好な景観形成のため、けやき並木沿道においては全ての建築物を届け出の対象としました。

飛びまして、113 ページをご覧ください。

こちらは一般地域の旧街道沿道、その他（住宅地等）の色彩基準になります。住宅地の良好な景観形成のため、現計画では定めなかった屋根色を定めております。

120 ページをご覧ください。

こちらは景観重要道路になります。国史跡武蔵国府跡（国司館地区）と大國魂神社につながる回遊性を創出する道路であることから、市道 4-124 号と市道 4-244 号を新たに指定しました。

123 ページ、124 ページをご覧ください。

こちらは景観重要建造物になります。現計画では定めがなかった項目ですが、地域の個性豊かで魅力的な景観形成を進めていく上で、新たに指定の方針を定めました。

125 ページをご覧ください。

こちらは景観重要樹木になります。こちらも景観重要建造物と同様に、新たに指定の方針を定めました。

128 ページをご覧ください。

最後に、第 5 章「計画の推進に向けて」では、景観計画の進行管理を行うため、PDCA サイクルの記載を行っております。

以上で説明を終わります。

【委員】 ありがとうございます。

ご説明の中にもあったかもしれませんが、3 章の部分のが重要でして、そこが大分変わっている、構成が変わっているの、しっかりと審議する必要があるかなと思います。他にも含めて、事前にご覧いただいているかと思しますので、ご意見を頂ければと思います。よろしくお願ひします。いかがでしょうか。

出てこなければ、私から幾つか呼び水的にお話をしたいと思ひます。1 つ目は、書き方の問題だと思ひます。3 章の中色々な施策の下に四角の欄がありますが、その四角の中身は何種類かあるような気がします。例えば、東京都の制度を紹介しているものもあつたり、より細かな市が決めているルールが書いてあつたりという風に、幾つの場合に分かれていたような気がします。この辺りでこの欄の位置付けが分かりにくいというのが 1 点目です。

それから、5 章最後に 1 ページだけ、進行管理のためと言ひましたが、これはまだ完成ではないですよね。3 章の中にも実現するための手法や手続きの話がいろいろ出ていると思ひます。そういったものも重なるかもしれないけれども、5 章にもちゃんと書いたほうがいいのではないかなというのが 2 つ目。

それから、中身についてですが、施策の 1、2 の辺りで、多摩川沿川の景観の話が出てきます。隣の市の話になりますが、多摩川の向こう岸、かなり遠景にこんもり緑があつたりするものを、どういふ風に府中市としては書いたらいいか、1、2 では対岸は絵の中では少し建物が描いてある程度なわけですけれども、実はその背景の緑もすごく府中市側から見たときに大事なような気がします。この 1、2 の辺りにもう少し積極的に書くのと、施策 30 で広域的な景観形成の話が出てきますから、そういう調整の話があつたほうがいいような気がします。

それから、施策 20 で緑化の話が出ていますけれども、駅周辺では壁面緑化や屋上緑化を誘導しますと書いていますが、やはり第一義的には地上部の緑化だと思ひます。これを読むと、何か地上は緑化しなくていいから、壁面と屋上を緑化しなさいよとも読めち

やうので、地上部の緑化が第一義的に必要だが、それが十分に取れない場合は、補う意味で壁面緑化とか屋上緑化があるべきだという書き方のほうがいいかなという気がしました。

また、もう一つ同じページ、施策 21 で、光害の話も出てきていますが、一方で防犯上の意味も考えて、バランスを取っていかなきゃいけないと思いますが、防犯の話があまりこの辺りに出てきていないので、少し書いたほうがいいかなと思いました。

私からきっかけづくりで、意見と質問を言いましたが、質問は、5章は完成ではないよねという質問です。事務局、いかがでしょうか。

【事務局】 はい、会長。

【委員】 はい。

【事務局】 第5章につきましては、恐らく「Do」や「Check」の部分だと思えますが、施策が30項目ありますので、こちらの30項目に対して、どう実施、評価していくかということについて記載追加を検討いたします。

以上です。

【委員】 はい。

それでは、他に委員の皆さんからご意見があれば、頂きたいと思えます。いかがでしょうか。

かなり詳しく書き込んでいただいていると思うんですね。ないですか。

【委員】 すみません。

【委員】 はい、どうぞ。

【委員】 すみません、少し。

質問といえば質問ですが、前にも市民参加のところなど対応していただいているのですが、1点、質問としては農に関連した話で、農地の活用という表現が、例えば施策6。37ページの施策6などには当然ありますが、それはどちらかという既存農地を活用する発想だと思います。例えば市民菜園みたいな、新たに農地化していく発想はあり得るのかというのが質問です。

例えば住宅地の中の公園で、荒廃したところを少し菜園化してみるなどは。

市民が関わって菜園化してみるなどの取り組みや、住宅地の小さな空き地、あるいは自宅の庭先を少しエディブルガーデンみたいな感じにする話など、そういう話題も今はあり得るのかなと思

いました。今の農というキーワードは全部農地にぶら下がっている内容のように理解していますが、その辺、府中はどんな考え方なのかお聞かせいただきたいなと思いました。

【委員】 事務局、いかがでしょうか。

【事務局】 はい、会長。

【委員】 はい。

【事務局】 委員から出た、1点、公園の関係で、今、府中市では農業公園の整備を進めておりまして、現在1カ所設置しており、市民の皆さまが農に触れ合えるような公園づくりというのを進めております。

また、市民農園の拡充などに関しましては、担当課に確認しまして、記載するかどうかを検討していきたいと思います。

以上です。

【委員】 分かりました。

恐らく農地を農的に使うのと、農地じゃない部分を農に転用していく話は、緑を増やすなど、緑景観の持続の中では少しキーワードになってくるとも考えられるので、そういう方針があるのであれば、もう少しその市民菜園、そういう公園の菜園化みたいな話がありあつたのであれば、そこも少し景観の持続、継続性、連続性の中で、戦略的に考えていくという文言があつてもいいと思いましたので質問しました。

以上です。

【委員】 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

【委員】 はい、よろしいですか。

【委員】 はい、どうぞ。

【委員】 数点ありますが、まず、大きい話から言うと、先ほど、委員が3章の構成の話をされていましたが、3章の頭を見ると、24ページに目標の説明が書いてあり、5つの目標が導入されていて、その次の景観形成の施策でいきなりこの表があつて、その後、各目標、基本方針、基本施策の説明が、すぐに始まってしまいます。

ですから、ここの3章がどういう風な構成で記述されているのかと。先ほど、説明の中では、5つの目標の中に11の基本方針があつて、そこに30の基本施策がぶら下がっていて、かつ、その後に、均等ではないですが四角の中の細かな情報が埋め込まれているという構成になっているのですが、その構成、こういう構成で記述していますよという説明がないんですね。

ですから、そこを類推するしかない状態になっているので、25 ページの前後ぐらいに何かそういうものを加えていただいて、こういうふうな構成で3章を作っていますよ、あるいは、3章の情報はこういうふうな序列で記述されていますよということを書かれたほうがよいのかなという風に思いました。

それと同じような話が、最初、第1章、第2章、第3章、第4章、第5章という構成になっていますけど、この景観計画自体の章構成がこうなっていて、それぞれがこういう役割を果たしていて、こういう内容が記述されていますということも、どこにも説明がないんです。第2章が始まる前の第1章のどこかにそういうことを書いておいたほうが読む人にとって、目次があるから、見る人が見ればそれは自明ですけど、読む人にもう少しフレンドリーにするためにはそのことを。3ページの前後ぐらい。この計画の目的と位置付けはいいですが、この計画のその概要、構成みたいなものを前か後ろに書いたほうがよいのかなという風に思いました。これは全体構成に関わる話。

それから、あと個別の話ですが、細かな話にいきなり飛びますけれども、施策の22ですね。広告と照明のことが書いてありますが、ここだけタイトルが「新たな広告形態や照明についての検討を行う」になっています。検討を行うのは、ちょっと何か基本施策を示しているとは思えないので、もう少しそれに。例えば、場所の周辺環境や土地利用にふさわしい広告形態や照明を誘導しますとか、何かもうちょっと目標的、目指す目標がタイトルになっている。他は大体そういう風になっているので、そろえたほうがよいのかなと思いました。

それからもう一つは、恐らく基本方針の11とか辺りに関わると思いますが、協働で行うと言っている部分ですね。これは一つは関わっている人たちの間の協働という話もありますが、その関わっている人たちが所有していたり、管理していたり、参画しているエリアの境を越えて構成されるような景観。先ほど委員が指摘されていたような緑などもそうですけど、そういうものを実際、所有や管理や利活用というのは分かれていた、それぞれの担う部分があったとしても、それを越えてどういうふうに一体的な景観を形成できるようにするのかという話があって、そのためにたぶん協働が欠かせませんということだと思います。ですから、書かれていること自体は理解できるんですけど、もう少しそういうトーンのコ

とを基本方針の説明の中に書いていただくとよいのかなと思いました。

取りあえず、気が付いたところは以上になります。

【委員】 ありがとうございます。

事務局、いかがでしょうか。今の委員のお話について。

【事務局】 はい、会長。

【委員】 はい、事務局。

【事務局】 第1章、第3章のほうの構成の記述に関しましては、検討して記載するようにいたします。

また、施策22と方針11に関しましても、記述の内容を検討させていただきたいと思います。

以上です。

【委員】 はい。じゃあ、宿題ですね。よろしくお願いします。

では、他の点いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

何かございましたら、お願いします。

【委員】 はい、どうぞ。

【委員】 私のほうからも幾つかありますが、どちらかというと、具体的な内容が中心になります。

1つは、大國魂神社・けやき並木周辺景観形成推進地区の範囲ですけど、府中街道沿いに区域を拡大したということですが、逆の方向。府中駅の駅前広場の東側が何か片肺のように見えてしまうんです。もう1街区分ぐらい府中駅周辺地区という視点で区域を広げたほうが、駅周辺の業務施設、業務公共公益施設が中央を中心とした市街地の景観形成という観点からは適切なのではないのかなというのが1点です。

それから、もう一つは、府中崖線、国分寺崖線景観形成推進地区で、届け出規模が、国分寺崖線が建築物の高さ10メートル以上、延べ床面積が1,000平方メートルに対して、府中街道がその倍になっています。高さ20メートル、面積が3,000平方メートル。緩くなっていますが、これは崖線の規模からすると、何で府中崖線景観形成推進地区が緩いのかというのが腑に落ちなかったのが2点目です。

それから、浅間山周辺景観形成推進地区。この中に富士山への眺望を遮らないように留意したいということが書かれているのですが、浅間山の眺望点から富士山方向の眺望を大切にするのであれば、もう少し何か具体性のある規制基準みたいなものが、これは先

ほどの説明では協議を通じて誘導していくというような話がありましたけども、もう一步踏み込んでもいいと思います。

最後になりますが、緑道ですね。府中の景観を形成している府中らしさの一つに緑道沿道景観というのがあると思って。これは121ページの景観重要公共施設で触れられていますけど、個人的には景観形成推進地区にしてもいいのかなと。府中崖線、国分寺崖線ほどではないですが、それに準ずる帯状の沿道景観を形成する府中らしい景観形成を推進する。この沿道に意外と農地がぶら下がっていたりもしていたような気がしますので、この可能性について、ご意見頂ければなというのが最後です。

以上です。

【委員】 ありがとうございます。

事務局、いかがでしょうか。4点お話があったかと思いますが。

【事務局】 はい、会長。

【委員】 はい、事務局。

【事務局】 まず、府中駅周辺につきましては、今回、武蔵国府の国司館の跡のところを追加しまして、それに付随して府中街道まで広げたという経緯があります。また、中心市街地活性化法の区域を定めておりまして、それはもっと広範囲な範囲にしております。

ただ、大國魂神社・けやき並木周辺景観形成推進地区とうたっておりますので、これ以上広げるかどうかについては、検討はいたしますが、今回の変更では今の区域のとおりで行きたいと考えております。

2点目の国分寺崖線と府中崖線との届け出の基準の違いですけども、国分寺崖線につきましては、先にできていました東京都の景観計画におきまして届け出基準が定められておりまして、府中市景観計画を作成する際に、その届け出の基準を移行している経緯がございます。そうしたことから、国分寺崖線と府中崖線の届け出基準の差が出ておる状況です。

3点目の浅間山と富士山への眺望に関しましては、今までの明記された指針がなく、事業者とシミュレーションを行いながら協議していたんですが、今回、新たに35ページの施策5に浅間山からの富士山の眺望を保全するという内容で、一応は誘導指針という形で記載しまして、富士山からの眺望点から、今、35ページの赤線を引いた、これより上部の眺望を確保するというので、指針を今回定めております。

最後、4点目の緑道の景観形成推進地区とすることに関してですが、現時点では平成20年に策定した景観形成推進地区5地区を中心として考えておりました、今後の課題とさせていただきたいと思っております。

以上になります。

【委員】 はい。いかがでしょうか。

【委員】 はい、了解です。

【委員】 よろしいですか。

【委員】 はい。

【委員】 東京都の基準をそのまま使っているのは府中市なりに変えようとか、そういう思いはまだない。

【事務局】 はい、会長。

【委員】 はい。

【事務局】 そうですね。国分寺崖線は東京都の基準に準じていますが、府中崖線について基準を強化するかどうかは地区の違いもございますので、そちらも今後の検討課題とさせていただきたいと思えます。

【委員】 はい、了解です。

【事務局】 すみません。

【委員】 他にいかがでしょうか。

【委員】 すみません。

【委員】 はい、どうぞ。

【委員】 追加の質問ですが、会長から先ほどご意見のあった5章のことも関係するのですけれども、今回の計画の期間が都市マスと整合させて、20年間ということになっていると思えます。たぶんその20年後に大きな見直しがあるということはいいとして、その間の進行管理はどういう考え方をされているのかというのが現時点であれば、教えていただきたいということと、あと、先ほど、景観重要建造物と景観重要樹木について、今回、改定で指定の方針を付け加えられておりますが、これは今後これを指定していく考え方は、どの程度盛り込まれているのか、あれば教えていただきたいと思えます。

あと、前段の質問に関連して、恐らくこれから20年間だと、最初の前半の10年間はたぶん今ある状況が継続すると思えますが、後半の10年間は、都市、首都圏の周辺部においても人口減少や、高齢化の影響が色濃く出てくるような気がするので、そういうものをどう受け止める準備をされるのかということも関連して、現

時点で何か方針があれば、教えてください。

【委員】 事務局いかがでしょうか。

【事務局】 はい、会長。

【委員】 はい、事務局、どうぞ。

【事務局】 進行管理につきましては、計画期間を 20 年間で定めておりますが、第 5 章の 128 ページにありますように、定期的に点検・評価を行うということになっておりますので、施策ごとに点検・評価を行っていきたいと思っております。

また、その記載に関しましても景観計画に記載をしようと考えておりますので、よろしく申し上げます。

それから、景観重要建造物と樹木につきましては、今回、指定の考え方、方針を定めましたが、現時点でどこを指定するといったような具体的な計画はありませんが、今後、指定できるような形で今回、方針を定めたものです。

以上でございます。

【委員】 ありがとうございます。

いかがでしょう。

【委員】 はい、了解しました。

5 章については、今後、書かれるということだと思っておりますので、その後確認させていただくようにします。

【委員】 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

【委員】 すみません。私、もう一つ質問です。すみません。

【委員】 はい、どうぞ。

【委員】 先ほどの住宅地のところで少し。例えば、目標 4 とか目標 5 あたり関連しますが、緑の部分で何となくイメージですけど、新しい住宅地を開発するとか、集合住宅の建設に当たってはという、新規の住宅開発に向けた緑の話は割と書き込まれているようには思いますが、いわゆる住宅の小さな緑、今ある戸建て住宅の緑の継続に関しては、例えば 19 ページの今までの現状の課題と整理のところ、町内会などがガーデニングなど、皆さんが小さな町並みをすごく大事にしていますという文言はあるんですが、それを受けた目標みたいなものがちょっと弱いかなという印象を受けました。

目標 5 の施策 26 とか 25 が、すごく大きな、すごく注目すべき景観賞みたいな話になっていて、何か日常性の小さな景観を持続していく価値に、目を向いていてもらうようにするとか、それを評

価するみたいなところが、ちょっとトーンが弱い気がしています。そういう書き込みが可能ならば、そうしていただいてもいいと思いました。

以上です。

【委員】 大事なお指摘かと思えます。そういうのがなくなってしまうと、いくら他のところで頑張っても、まち全体としての景観は台無しになるかなと思うので。ぜひどこかにきちんと書き込んだほうがよさそうですね。大事なお指摘ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【委員】 私、内容的には特にいいんですが、ご承知かと思うんですが、59ページの下線囲みの一部と同じ記載が、次のページの冒頭にも記載されています。単なる誤植だと思います。

【事務局】 はい、すみません。

【委員】 本当だ。そうですね、はい。ありがとうございます。

【委員】 すみません。事前資料がうまく受け取れてなかったようでして。大変申し訳ありません。改めて確認し、意見がありましたら、また別途ご連絡します。

【委員】 今日の説明を聞いた中では何かありますか。

【委員】 いや、施策が30項目もありましたので、そこを確認してコメントさせてください。申し訳ありません。

【委員】 はい。

【事務局】 メール等で頂ければ、ご意見お願いしたいと思います。

【委員】 そうですね、はい。

【委員】 はい、そうさせていただきます。大変申し訳ありません。

【委員】 すみません。もう1個いいですか。

【委員】 どうぞ。

【委員】 先ほど委員の意見を聞いていて、基本方針の9とか10辺りを見て確かにそうだと思いますが、新規に整備するときと、既存のものを何かバージョンアップをしていく、あるいは、その更新が起こるタイミングとか、場合によっては歯抜けになってくるタイミングもあるのかもしれませんが、そういうときにどういう風にしていくのかっていう視点をもう少し入れてもよいかと思います。あと、基本方針の10を見ていると、公共的な施設は、整備をする開発側とか公共側が造り、住み手の側がそういうものを使う、提供することは、今まであんまり考えてなかったんですね。

ただ、これからそういうものがそんなには増えないでしょうけ

ども、そういうものにもう少し大きく可能性を開くような書き方をしておいたほうが、府中の場合は結構、住宅市街地のプロポーシ  
ョンが大きくて、緑とか歴史的なリソースとか、いろいろ可能性が  
ありそうなので、もう少し意識をしてもよいと思いました。

具体的に言うと、結構最近、住宅の、家開きみたいな、家をもう  
少しパブリックな空間に開いて、完全に商業的なものではなくて、  
ほとんど儲からないけど、地域コミュニティーに必要な機能を提  
供したり、あるいはそれが常に提供されるわけではなく、週末とか  
特別な期間だけ提供される、そういうものが銘々するように発生  
したりということも、結構取り組みがされていると思います。そう  
いうものをついてもう少しやる気を出させるような施策がこの  
辺りに書かれてもいいのかなと思いました。

ですから、この今ある施策 20 から 24 辺りを少し改編するよう  
検討していただくといいのかなと思いました。

【委 員】 はい、ありがとうございます。そうですね。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局から何か確認や、お聞きしたいことありましたら、お願い  
します。

【事 務 局】 事務局は特に大丈夫です。

【委 員】 はい、分かりました。

今後のスケジュールはどういう風に進みますか。

【事 務 局】 この後、市民の意見をイベント等で聞き、都市計画審議会にも意  
見を聞くことになっておりまして、最終的には改定案といたしま  
すが、途中で今回頂いた意見も反映させたものも含めまして、今後、  
土地利用景観調整審査会でまた審議をお願いしたいと思っております。

【委 員】 はい、分かりました。

では、今日のところは様々のご意見が出ましたので、また整理を  
して、その対応を検討していただいて、次のバージョンに進んでい  
ただくということで、また次、出てきましたら審議をするというこ  
とで、継続審議という扱いにいたします。ありがとうございました。

## (2) 日程第 2

【委 員】 では、日程第 2、「その他」について、事務局から説明をお願い  
いたします。

【事 務 局】 次回の審査会につきましては、また後日、日程調整をさせていた

だきたいと思imasので、よろしくお願いいたします。

以上になります。

【委員】 以上で終わりにしたいと思imasが、何か皆さんからござimasか。よろしいでしょうか。

本日はお忙しい中、ご出席をいただきまして、ありがとうございますました。

これもちまして、本日の府中市土地利用景観調整審査会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

【一同】 どうもありがとうございました。

会 長

● ● ● ●

委 員 (●●委員)

● ● ● ●